（別添）

資格審査の主な改正点等について

（１）資格審査の対象となる経営事項審査（建設工事のみ）

再審査を含む平成１８年５月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値（Ｐ）を申請し、通知を受けていることが必須条件となります。

定期受付の場合に係る経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の１年７月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。具体的には、平成19・20年度定期受付の場合には、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成17年６月30日以降を審査基準日とするものとなります。(平成17年６月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。)

さらに平成19・20年度の資格審査にあたっては、再審査による場合も含め、平成18年５月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていることが必須要件となりますのでご注意下さい。

※　インターネット方式による申請の場合

・総合評定値通知書の写しの提出は不要です。
・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていない場合には、申請データを送信してもエラーとなり受け付けられません。
・受付期間終了直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方については、本通知のデータがシステムに反映されるまで、約２週間程度のタイムラグが発生する可能性があります。
　この場合には、申請データを送信してもエラーとなり受け付ける事が出来ませんのでご注意下さい。

※　郵送・持参方式による申請の場合

・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出が必要です。

（２）経常建設共同企業体の取り扱いについて（建設工事）

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録が出来なくなりました。

経常建設共同企業体として登録を希望しない工事種別については、各単体企業としての登録は可能です。

また、経常建設共同企業体への経営事項評価点数及び技術評価点数の加点調整措置については、合併計画を明らかにした書面を提出した場合に限り、一定期間行うこととなりました。

具体的には、次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載された書面を提出した場合に限り、有資格者業者として認定を受けた日から平成19・20年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算措置を行うこととなります。

従来まで、経常建設共同企業体の構成員の条件の一つとして、単体有資格業者として登録部局に登録されていることが規定されておりましたが、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成１８年５月２３日に改正されたことを受けて、平成19・20年度を有効とする国土交通省地方整備局等における経常建設共同企業体の取り扱いについて改正しました。

（３）申請書及び申請書作成の手引の取り扱いについて

（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）

インターネット及び郵送・持参方式の申請書作成の手引きについては、国土交通省のホームページから入手していただくことになりました（郵送・持参方式の申請書を含む）。

申請書作成の手引き及び申請書については、従来まで申請者に対する販売交付を行っていましたが、今回の受付からは、国土交通省のホームページから入手していただく方法（無料）になりました。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

（４）国土交通省退職者の再就職状況に関する業態調書の追加（建設工事）

『入札談合の再発防止対策について』を受けて、国土交通省退職者の再就職状況に関する事項について記入する業態調書を追加しました。

平成17年度の鋼橋上部工事の発注に関して、大規模な談合事件が発生した事を踏まえてとりまとめられた「入札談合の再発防止対策について」（平成１７年７月２９日）を受けて、別紙のとおり「国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績がある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月１日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところであり、これらの状況を把握するための様式を業態調書に追加しました。

（別紙）

平成17年10月１日
国　土　交　通　省

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、国土交通省としましては、効果的な再発防止策を緊急に検討するため、入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、「入札談合の再発防止対策について」をとりまとめ、平成１７年７月２９日付けで公表し、その推進に取り組んでいるところであり、各企業等におかれても、談合を行うことがないことはもちろんのこと、談合と誤解されるような活動等についても行われるようなことがないようお願いいたします。

また、上記の防止対策において、日本道路公団発注の鋼橋事業に係る談合事案において発注者である同公団の退職者や職員が深く関与していたとして逮捕・起訴された事態を重く受け止め、公共工事の入札・発注における国土交通省と受注企業との関係について国民から無用の疑念を抱かれるようなことがないよう、当省退職者の再就職に関し、（１）重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、（２）直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛等の措置をとったところでありますが、更に下記の措置を要請させて頂くことと致しました。

該当する企業等におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力を頂けるようお願いいたします。

記

国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業（注１）のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後５年が経過していない国土交通省退職者（注２）について、平成１７年１０月１日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。

注１）国家公務員法第１０３条第２項に規定する「密接な関係」と同様の考え方であり、以下のいずれかに該当する営利企業がこれに該当する。
①　国土交通省が有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている営利企業
②　職員の離職の日から５年さかのぼった日の属する年度以降の年度（その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る。）のうちのいずれかの年度において国土交通省との間に締結した契約の総額が２千万円以上である営利企業
③　国土交通省による行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第６号に掲げる行政指導の対象とされている営利企業
④　①から③までに掲げる営利企業の商法（明治３２年法律第４８号）第２１１条の２第１項に規定する子会社である営利企業
⑤　①から④までに掲げる営利企業と同様の事情にあると認められる営利企業

注２）退職後５年が経過していない国土交通省退職者とは、国土交通省職員として採用された経歴を有する者（交流人事や任期付採用により国土交通省に一時期在職した者は除く。）で、最終的に国土交通省を退職した時点から５年を経過しない者をいう。

（５）納税証明書の取り扱いについて（建設工事）

競争参加資格審査に際し、添付書類として徴収しいている納税証明書について、『ｅ－ｔａｘ』が提供する「電子納税証明書」の受付機能を導入しました。

国税庁からの依頼により、消費税（地方消費税を含む）の滞納を未然に防止するため、平成13・14年度から添付書類として納税証明のＦＡＸ送信を求めておりましたが、申請者がダウンロードする申請書作成プログラムにより、電子納税証明書を送信する事が可能となりました。

なお、従来までのＦＡＸによる送信方法も実施しております。